

## 総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和5年6月26日(月)午前10時10分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	宮田 竜二 君	副委員長	今吉 直樹 君
委員	松下 太葵 君	委員	藤田 直仁 君
委員	松枝 正浩 君	委員	前島 広紀 君
委員	有村 隆志 君	委員	仮屋 国治 君
委員	宮内 博 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員外議員 野村 和人 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

市長公室長	富永 博幸 君	危機管理監	平田 雄嗣 君
安心安全課長	山口 留美子 君	安心安全課主幹	有村 浩 君
安心安全課防災グループ主査	永島田 猛 君		
総務部長	小倉 正実 君	収納対策監	萩元 隆彦 君
税務課長	岩元 勝幸 君	税務課市民税グループサブリーダー	田中 智絵 君
総務部税務課主幹兼市民税グループ長	木藤 正彦 君	総務部収納課主幹兼収納第1グループ長	福元 啓太 君
税務課市民税グループ主査	川畑 卓也 君	隼人地域振興課長	北井上 真悟 君
隼人地域振興課主幹兼地域振興グループ長	野辺 貞孝 君		
企画部長	出口 竜也 君	企画政策課長	上小園 拓也 君
企画政策課主幹兼行革推進グループ長	米元 利貴 君	企画政策課行革推進グループ主事	平田 祐実 君
消防局長	細山田 孝美 君	次長兼総務課長	川崎 敏朗 君
次長兼中央消防署長	中野 健一 君	消防総務課長補佐	原田 幸市 君
消防局総務課主幹	池田 康一郎 君	消防総務課主幹	徳田 陽介 君
消防総務課装備係主査	塩満 一樹 君		

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

なし

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 森 伸太郎 君

8 本委員会の付託案件及び所管事務調査は次のとおりである。

議案第35号 霧島市税条例の一部改正について

議案第39号 霧島市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正について

議案第43号 財産の取得について(高規格救急自動車)

議案第44号 財産の取得について(水槽付き消防ポンプ自動車)

所管事務調査 移動式送排水ポンプ、内水氾濫監視警報システムの運用について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前10時10分」

○委員長(宮田竜二君)

ただいまから総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る5月20日の本会議で、当委員会に付託されました議案4件の審査及び所管事務調査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、御手元に配付しました次第書に基づいて進めていきたいと思いますが、よろしいで

しょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

#### △ 議案第43号、44号 財産の取得について

○委員長（宮田竜二君）

それでは、議案第43号、44号「財産の取得について」を審査します。執行部の説明を求めます。

○消防局長（細山田孝美君）

まず、議案第43号については、常備消防における高規格救急自動車2台の更新、次に議案第44号は、同じく常備消防における水槽付消防ポンプ自動車を更新するため、それぞれの財産取得に必要な契約について、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。その詳細につきましては、総務課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○次長兼総務課長（川崎敏朗君）

第2回霧島市議会定例会議案16項から19項、議案第43号、44号の財産の取得について、ご説明いたします。まず、議案第43号は、消防局北消防署霧島分遣所及び横川分遣所に配備している高規格救急自動車2台を更新するため、霧島市国分府中町33番23号 鹿児島日産自動車株式会社 国分店 店長 西屋敷 健（タケシ）から5,976万800円で取得しようとするものです。次に、議案第44号は消防局中央消防署隼人分遣所に配備している水槽付消防ポンプ自動車1台を更新するため、鹿児島市松原町12番32号 鹿児島森田ポンプ株式会社 代表取締役 尾曲 昭二 から6,996万円で取得しようとするものです。以上で説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。まず、議案第43号について、質疑ありませんか。

○委員（松枝正浩君）

議案第43号について質問いたします。今回、高規格救急自動車を2台ということで4社指名をなされまして、全て札が入りまして、価格が入っている状況でございます。今までの経過を見てみますと、辞退があったりとかしたのも過去に見たことがございます。その中で、今回この4社を指名なされて4社の札が入っている状況ですけれども、今までの議会からの質問で、何らかの改善ができないかということもお話をしてきたところでございますけれども、どのような工夫がなされたのか御説明いただけますでしょうか。

○次長兼総務課長（川崎敏朗君）

今委員がおっしゃったとおり、辞退というものも発生してきました。その後考えまして、いろいろ資源の価格の高騰とか、円安による原材料価格の上昇で、経済を直撃する状況のある中、消防原材料のコストの増加につながり、会社の経営判断として、辞退というものも発生したと。しかしながら、消防局としましても、業者のほうと綿密な消防資機材の特徴とか、そういうようなものをしっかりと情報収集しながら、今回の入札に至ったわけでありまして。そして、今回鹿児島日産自動車が落札ということになりましたけど、トヨタ、日産という救急自動車は現在も消防局で採用して運用しているところであります。あとそのほかに、札幌ボディー工業という業者もありましてこの3社が、消防庁から高規格救急車として認定をされてます。さらに、今回、熊谷消防設備という業者も救急車を取り扱うという連絡が入って、その業者を請け負う艀装業者株式会社ベルリングというところですけど、ここの業者も日本消防ポンプ協会の準会員、33社あるようですけど、1社と確認をしております。ということで、今それぞれの業者を言いましたけど、これらの業者は、高度管理医療機

器等販売業に合致しており、こちらのほうも信用して、今回の入札という状況になりました。

○委員（宮内 博君）

今回、北消防署と横川分遣所の2台を購入するというので、いずれの高規格救急車ということなんですが、2台合計の金額はここに表示をされているんですけど、全く同じ機種、性能を持つ、そういう救急自動車なのか、違いがあるのか、価格的にはどうなのか、その辺をお示してください。

○次長兼総務課長（川崎敏朗君）

同じ入札で2台購入しましたが、全く2台の救急車は変わりません。今現に運用してる救急車と同内容の設備で購入を希望しております。納品される自動車の装備等は、今までと変わらず、しっかりと救急隊員が活動できる資機材をあわせて納入するところであります。

○委員（宮内 博君）

それは北消防署も横川も、全く同じものを備えたものということで理解をすればいいですね。1台当たり2で割ればそれでよい話なのかどうなのかってその辺を。

○次長兼総務課長（川崎敏朗君）

全く同じであります。

○委員（前島広紀君）

更新のときいつも聞かれることなんですけれども、まず北消防署と横川の部分の現在の使用年数と走行距離をお伺いいたします。

○次長兼総務課長（川崎敏朗君）

霧島救急から御説明いたします。霧島救急にあっては2013年度購入ということで、平成25年式で12月という形になっています。走行距離は令和5年6月1日現在で15万3,923km走行しております。横川救急にありましては、2015年度購入ということで、平成27年式で11月です。走行距離にありましては、これも6月1日現在ですけど、15万6,054km走行しています。

○委員（前島広紀君）

これに直接関係ないかも分かりませんが、今の霧島市に高規格救急車というのは何台ぐらいあるものなんですか。

○次長兼総務課長（川崎敏朗君）

高規格救急車は8台運用しています。あともう一つ予備車的な車両も1台、中央署のほうに配置しております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにないですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第44号について質疑ありませんか。

○委員（松枝正浩君）

それでは議案第44号について御質問いたします。こちらにつきましても、43号に引き続きまして、44号、水槽付き消防ポンプ自動車（水Ⅰ-A型）1台ということになっております。6社指名されまして、これも1回目の入札につきましては、6社全て金額が入っております。これも先ほど申されたように、消防局の今までの検証がなされて、今回、取り組まれた結果というふうにとらえたいと思っています。ただ、予定価格に達していないという状況の中で、再入札が行われましても、この分については、随契約の8号をとられる形でされておられます。当然、予定価格からすると、高い価格になっているというふうに理解するところでありますけれども、この設計額、予定価格を設定されるときに、この入札結果を見て、消防局の中でどのように検証されたのかどうかというところを、お示しいただけますでしょうか。

○次長兼総務課長（川崎敏朗君）

委員のおっしゃるとおりでございますけど、6社の競争入札ということでやりましたけど、再入札という形になりました。これは霧島市契約規則、あと地方自治法施行令に基づき、最終的に予定

価格に1番近かった森田ポンプ株式会社と随意契約を交わしたわけですが、やはり先ほども救急車のときにお話ししましたとおり、係のほうでしっかりと、メーカーと今後の資機材に関して、情報収集をしながらということになったんですけど、さらに付け加えると消防車両は自動車メーカーが製造する、消防法に基づく、動力消防ポンプ技術規格に適合した消防車専用シャシー、ポンプ装置を艤装し制作されております。消防署の専用シャシーは、一般のトラックにない、特殊装置が装備されてますので、安全で確実な整備を実施しなければなりません。契約した森田ポンプ株式会社は、特殊装置を含む整備技術の提供及び指導を行っている全国でも約59%のシェアを持っているということです。消防局には現在も森田ポンプ自動車から納入された車両も第一線で活動しております。そういう中で、特殊装備のメンテナンスや指導が日ごろより実施されており、不測の事態にも早急に対応し、市民の安心安全につながっております。よって、森田ポンプ株式会社と随意契約という形になっております。

○委員（松枝正浩君）

それではこの設計額からの予定価格、これも適正であったというふうに認識してよろしいのかどうかお願いいたします。

○次長兼総務課長（川崎敏朗君）

価格競争をして落札しなかったのが、随意契約で問題となる価格面がクリアされているということになります。そのために、予定価格範囲内で契約できている限り、問題なかったと思います。消防は、運営管理に必要な消防資機材の費用は、数値を見たり、浪費しているということと判断すると、性格上消防に合わないのかなと思ったりします。また、消防業務は、待機的業務も伴うもので、企業の経済原則から見ても、経営的に採算性のとれない業務であるというのは御承知のとおりだと思います。消防は住民の安心安全、公共の福祉の増進を図る機関であって、業務の性格上、作業や対費用と損害額の関係結びつけてコストの低減を論ずるといふか、考えていっても大変難しいことがありますので、今後とも、大いに研究していきたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

今回結果的に入札が成立しないで、随意契約という形にならざるを得なかったということですが、先ほど救急車のところでは、御回答がありましたように、価格高騰であったりとか、円安であったりとかいうようなことなども含めて、提案をしたというようなことであったわけですが、当然このポンプ車についても、そういう形で提案をなされたらというふうには思いますが、いずれもその予定価格を上回る金額で応札をしているという状況から考えると、いわゆる消防局のほうで考えている部分と、事業者の方たちの現在至っているその状況等に、やっぱり乖離があるんじゃないかという、その辺のことも事情としては考えられるわけですが、その辺、どのようにこの結果を受けて、判断をなさっているのか。そして今後どういう形で生かそうというふうで考えているのか、その2点をお示しいただければ。

○消防局長（細山田孝美君）

非常にこの入札に関しましては、昨年のことをすごく覚えておまして、入札しても、不落、辞退、そういうところがありましたので、今回は、去年の総務環境委員会の意向を受けまして、あと、議会のほうでも委員長報告中でありましたので十分注意したところです。この消防車両の供給につきましては、これは霧島市の消防局だけではなくて、全国的にもやはり供給の遅延であったりとか、納入がなされないというような事案も全国消防長会では共有されました。それも当然皆様方も御存じと思いますが、新型コロナ感染症の影響における、例えば半導体を含む世界的な部品不足や、物流の遅延、そしてまた、ロシアのウクライナ侵攻による、例えば、そういう影響があったり、あと、円安による物価高騰。当然、昨年の時点でこの担当の者はきちんと、精査をしてやったわけですが、それ以降も物価が高騰してることがありまして、どうしてもこういう結果にならざるを得ないところがございますので、このような結果なっております。今後また、この世界的な物流の状況を見極めながら、来年度以降もまた、こういう入札等がありますので、今の御意見等を参考

にしながら、いかしていきたいと思っておりますので、いろいろ協議をしてるところでございます。

○委員（仮屋国治君）

先ほど課長の答弁で、予定価格範囲内だったので、随意契約もやむなしという御答弁でございましたけれども、これがもし予定価格内に入っていないときにはどのような対応をとられていかれるのか、その辺のところお示しいただけますか。

○消防局総務課主幹（池田康一郎君）

御質問の内容におきましては、随意契約で契約できないとなりますと、再度入札をし直すと。これにおきましては、そもそもの入札の仕様を精査しまして、落とせる部分をしっかり落として、支障は出ますけれども、入札として成立させるには、そういうような手法をとって、再度入札となります。となりますと工期の絡みとか、そういうことが、当然後ろ押しになっていくというような問題もありますので、そういったのも含めながら、予算の執行に取り組んでいくというのが、今委員が言われた部分の対応になります。

○委員（仮屋国治君）

今の御答弁だと工期とか、いろいろ考慮しながら、万が一予定価格範囲外であっても、契約を結ぶこともありうるという理解でよろしいですか。

○消防局総務課主幹（池田康一郎君）

むしろ今の理解の仕方よりかは、予算の範囲内に仕様の中身を、もう少し落としていくというようなことなので、その予算を上回ってという発想ではなくて、仕様の見直しで、必要最低限のもの以外のものを見つけ出してとか、資機材においても少しどこか数量を減らしてとか、そういうような努力をしていくというのが最初の説明になりますので、伝わりぐあいが悪かったのかなと、私が反省しています。

○副委員長（今吉直樹君）

こちらの車両は、普通免許では運転できない車両の重量かと思うんですけど、その総重量はこちらの車両はどれぐらいなのでしょう。

○次長兼総務課長（川崎敏朗君）

消防局職職員は大型免許普通免許、全て持ってますけども、ほとんどの職員が大型免許を取得しております。全ての車両を運転できるという形です。

○消防総務課装備係主査（塩満一樹君）

総重量にあっては11 t未満で今回仕様書のほうを作成しております。

○副委員長（今吉直樹君）

11 tという数字は水が入った状態でしょうか。

○消防総務課装備係主査（塩満一樹君）

そのとおりでございます。また資機材も全て載せた車両総重量という形の11 t未満となります。

○副委員長（今吉直樹君）

先ほどおっしゃっていただいたんですがその免許の関係は、気になってまして、私も消防団員ですが、持っていない人が、消防局の職員の皆さんにいらっしゃるのかどうか。特に隼人の分遣所にはいらっしゃらないのか、確認をさせてください。

○次長兼総務課長（川崎敏朗君）

免許取得は先ほど話をしましたけど、高卒の職員にあっては、まずは普通免許からということになります。採用されたときに、全ての職員が普通免許以上の免許を持ってますけど、採用後にも自分のスキルアップのために、大型車両の免許取得に励み取得をしてるという形であります。委員のおっしゃった隼人分遣所、全ての職員が大型免許を取得しております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないですので、これで議案第43号、44号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時35分」

「再開 午前10時37分」

### △ 議案第35号 霧島市税条例の一部改正について

#### ○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第35号、霧島市霧島市条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

#### ○総務部長（小倉正実君）

議案第35号「霧島市税条例の一部改正について」ご説明いたします。議案第35号につきましては、令和5年3月31日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」のうち、4月1日施行分の改正以外の税制改正に伴う税条例の改正になり、改正内容は、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、令和6年1月1日から施行される森林環境税に関する改正が主なものです。詳細につきましては、引き続き税務課長がご説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

#### ○総務部税務課長（岩元勝幸君）

議案第35号霧島市税条例の一部改正について、主な改正点について新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表は、1ページから6ページになります。1ページをお開きください。まず、第34条の9第2項配当割額又は株式等譲渡所得額の控除につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令により地方税法施行令第48条の9の3が改正されたことに伴う改正です。次に、第36条の3の2第2項につきましては、給与所得者の扶養親族申告書の記載事項を簡素化する規定の新設です。これに伴い改正後の第3項から第6項までは、引用する項の改正です。次に、2ページの第38条第3項につきましては、個人の市民税の均等割を賦課徴収する場合に、併せて森林環境税も賦課徴収する規定の新設です。次に、第41条個人の市民税の納税通知書につきましては、納税通知書に記載すべき各納期の納付額に、森林環境税額を追加する改正です。次に、3ページの第44条第1項につきましては、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に、これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む旨を規定する改正です。次に、4ページの第47条第2項給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れにつきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により地方税法第321条の7第2項が改正されたことに伴う改正です。次に、5ページの第47条の2につきましては、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に、これに併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む旨を規定する改正です。次に、第47条の6第2項年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れにつきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により地方税法第321条の7の10第2項が改正されたことに伴う改正です。次に、6ページの第82条第1項第1号エ 種別割の税率につきましては、ミニカー区分から三輪の特定小型原動機付自転車を除く改正により、特定小型原動機付自転車（電動キックボード）の課税区分を明確にする改正です。次に、附則第15条の2軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例につきましては、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなし、納税不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げる改正です。最後に、附則第16条の2軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきましては、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなし、納税不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げる改正です。以上で説明を終わります。ご審査いただきますよう、よろしくようお願いいたします。

#### ○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑ありませ

んか。

○委員（仮屋国治君）

森林環境税について、簡単に概要を確認させてください。

○総務部税務課長（岩元勝幸君）

森林環境税につきましては、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円、市町村が賦課徴収するものであります。

○委員（仮屋国治君）

いろいろ説明いただいたんだけど、言葉が難しく理解できないところが多いのよ。分かりやすく具体的に説明いただけますか。

○総務部税務課長（岩元勝幸君）

34条の9につきましては、配当割額、株式所得割額の控除額から差し引きれなかった分について、通常は還付になるんですけど、それを市県民税又は森林環境税のほうに納付することができるという改正になってます。次が36条の3の2につきましては、給与所得者については、扶養親族の申告書のほうを提出するのがあるんですけど、それが前年と同じであれば、それを簡素化して提出できるものになっています。次は、38条の3項につきましては、先ほど述べたとおりのことで、個人市県民税均等割等を賦課する場合に、森林環境税もあわせて賦課徴収するということになります。41条につきましては、納税通知書のほうに森林環境税を追記することになっております。それから、44条の第1項につきましては、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る市民税とあわせて、森林環境税も一緒に賦課徴収するということになっております。47条2項につきましては、特別徴収額の普通徴収税額への繰入れにつきましては森林環境税、給与の特別徴収者の方に対して、還付とか、そういったものが生じたときには、それを森林環境税とか住民税のほうに、充当できるということになっているかと思えます。続きまして、47-2につきましても、年金のほうでそういうものがあれば、そういうふうな取扱いができるということの規定になります。47条6の分についても、年金所得に係る分について、充当できる旨、規定しているものと考えます。82条につきましては、キックボードが、A区分から抜けることによって、アの2,000円なんですけど、そちらのほうに該当するようになるというようなことになります。あと、15条の2については、環境性能割なので、以前の取得税、県税ですので、これについては、不正を行ったところを納税者として、100分の35に上げたところなんです。それと一緒に、種別割、市税のほうにつきましても、加算を100分の35に上げたところなんです。

○委員（仮屋国治君）

対照表を見ても、もうなかなか僕たちはなじめないもんだから、この説明の時点で、分かりやすく説明いただけるかなと思ったから、私、大して変わらんと思ったもんだから。お願いしたようなことで、今お話を聞いても半分ぐらいしか理解できないわけですけども、できましたらこの辺のところは分かりやすく今後御説明いただければと思います。

○委員（宮内 博君）

平成26年度から東日本大震災の復興のために、市県民税にそれぞれ500円ずつ加算されていたわけなんですけど、これが今回で、令和5年度で廃止になると。そして令和6年度から森林環境税という形で、新たな市民負担を導入していくと。簡単にはそういうことだろうというふうに思うんですけども、先ほどありましたように38条の第3項のところの部分、均等割でありますけれども、非課税ではなくて均等割の課税ということになるわけですが、単身者で例えば均等割課税41万5,000円、所得ということになるのだろうかと思うんですけども[13ページに訂正発言あり]、給与収入でいった場合にどれくらいの給与収入の方が、それ以上であれば対象になるのか。そして霧島市の場合で何人ほどになるのか、試算が示されていればお示してください。

○総務部税務課長（岩元勝幸君）

給与所得者の収入でいけば93万円以下が非課税になります。あと、非課税になるのは、生活保護の方、それから、ひとり親の方が所得で135万円の非課税枠もあります。非課税の人数なんですけど、今、資料が手元にないので、後ほどお答えでよろしいでしょうか。

○委員（宮内 博君）

均等割を課税される人数です。

○総務部税務課長（岩元勝幸君）

課税のほうは令和5年5月末で6万233人でした。

○委員（宮内 博君）

これは先ほどありました所得41万5,000円、均等割を課税される金額になるわけなんですけど[13ページに訂正発言あり]、それ以上は、全て1,000円の森林環境税が賦課されるということになるんですけど、それは所得に関係なく、一律に1,000円、例えば41万5,000円[13ページに訂正発言あり]の人であっても、所得1,000万円の方であっても1,000円、こういうことで理解していいわけですよ。

○総務部税務課長（岩元勝幸君）

はい、そのとおりです。

○委員（宮内 博君）

冒頭説明の中で、いわゆるこの地球温暖化対策のための税金として活用されるということなんですけれど、最もCO2の排出量が多い大企業などにとっては、この森林環境税というのは、課税されるんですかね。

○総務部税務課長（岩元勝幸君）

森林環境税につきましては、1月1日時点の住所地で個人に係るものですので、法人とかにはかかってこないかと思えます。

○委員（宮内 博君）

6万233人に、来年の1月1日から課税をされるということでもありますので、1,000円ということですから、6,233万円ということになるんですかね。それは当然、霧島市にも譲与税という形で、還元されるということなんですけど、それは満額、霧島市に還元をされるということにはなっていないんじゃないかというふうに思うんですけれど。その辺、どのような試算がなされてるか分かれば。

○総務部税務課長（岩元勝幸君）

収入につきましては、森林環境税ということで、1人1,000円となりまして、6,000万円ほど収入があるわけですが、それにつきましては国のほうに渡すわけですが、県から国へいくかと思えます。今度は森林環境譲与税のほうになっていきますが、今、令和6年度の予定では、県と市のほうの割合が、9対1になって総額で600万円[訂正発言あり]ほど、見込みを立てているところなんですけど、それを、私有林の人口割とか、就業者の人数とか、それから人口で割り振って、それぞれの県に配分されるかと思えます。今、どれぐらいになるかということなんですけど、6年度につきましては、これをもとに計算したところ、2,000万円ほど増額するのではないだろうか試算しているところです。

○総務部長（小倉正実君）

先ほど課長が600万円とたしか言ったと思うんですけれども、それについては国のほうの全体事業費として、国のほうの歳入としては600億円と想定しているということになります。

○委員長（宮田竜二君）

休憩します。

「休憩 午前11時01分」

「再開 午前11時05分」

それでは再開します。



○総務部長（小倉正実君）

現在の実績としましては、令和4年度の森林環境譲与税が9,502万2,000円となっております。それに対しまして先ほど課長が答弁しましたとおり、2,000万円程度増額なのではないかと思っております。なお、先ほど言いました森林環境譲与税の収入については、6,000万円程度ということでありまして、その開きがありますけれども、それにつきましては、先ほど課長が申しましたとおり、都道府県には、10分の1、市町村に10分の9が配分されます。10分の9でありますと、なおさら少なくなるところでありますけれども、譲与基準というのがありますので、それにつきましては、私有林の人口面積が50%の割合で、林業の就業者数が20%の割合で、また人口が30%の割合。それに、若干の補正等が加わりまして、市町村に譲与されることとなります。そのために、森林の面積等によって、配分される額が全国の割合の中で決まっておりますので、霧島市の場合でありますと、森林面積等が多いということ等も考え合わせますと、実際の霧島市において、賦課徴収する金額よりも多くの森林環境譲与税のほうに配分されるというような状況にあると考えております。

○委員（松枝正浩君）

今の森林環境税の関係で先ほどやりとりがありましたですけれども、令和6年度から、国税で森林環境税、年1,000円ということで答弁があったわけですが、これ国税ですけれども、賦課は市町村が行うというふうになっているようです。この中で、徴収に当たっては市町村ということなんですけれども、先ほどありました6,023万3,000円ですかね。これが新たに徴収されていくわけですが、業務として、例えばシステムの改修とか、業務に与える影響というのがあるのかどうか、お示しいただけますか。

○総務部税務課主幹兼市民税グループ長（木藤正彦君）

来年度から始まる森林環境税ですけれども、システム改修が必要な形になっておりまして、まだ今年の当初予算では上げてないんですけども、9月補正でさせていただきたいと思っております。

○委員長（宮田竜二君）

先ほど税務課長の口述書の最後のほうに附則第15、16条に、軽自動車の環境性能のやつがあつて、ここで不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなしてというところがあるんですけども、これがこの新旧対象表で見るとそういうような表記がないと思うんですけど、その不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなした場合、軽自動車税は、自動車メーカーに納税させるということですか。

○総務部税務課長（岩元勝幸君）

これにつきましては、種別割につきましてはグリーン化課税、50%引く分とか、25%引く分とか、そういう規定の部分がありますので、不正を行ったというのは、本来は全然、グリーン化課税に適用しないものも、25%であげていたり、25%50%に上げていたりするものですから、本税の分とはまた違う、その差の部分業者のほうで払っていただくというようなことになっております。不正があった部分を、払っていただくということになります。

○委員長（宮田竜二君）

軽自動車税というのは市民が払うじゃないですか。環境性能税というのは、多分、環境のEVの軽自動車とか乗っていると、多分、その分がマイナスされてるわけですね。それを、軽自動車があれば不正を起こして、本当はクリーンじゃなかったとすると、その分を、やっぱり結局は市民がその分を払うということに直接なるという理解でよろしいですか。

○総務部税務課主幹兼市民税グループ長（木藤正彦君）

自動車メーカーが、支払うこととなります。

○委員長（宮田竜二君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時10分」

「再開 午前11時12分」

再開します。ほかありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですのでこれで、議案第35号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時13分」

「再開 午前11時15分」

### △ 議案第39号 霧島市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第39号、霧島市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（出口竜也君）

議案第39号「霧島市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正について」は、指定管理者として指定している法人に組織再編行為が生じた場合に、組織再編後の法人に指定管理者の地位を継承することができるようにするため、所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、企画政策課長が説明いたしますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（上小園拓也君）

議案第39号について、説明します。今回の条例改正は、議会の議決を経て指定管理者として指定された法人が、法令上の手続による合併や分割の組織再編行為を行うことになった場合、現在の条例では地位を継承できないため、あらためて公の施設に係る指定管理者の指定手続を行う必要があります。このため、市民サービスに支障がなく、安定的な運営が可能と認められる場合には、指定管理者として指定を継承できるよう、「地位の継承」に係る条項を加えようとするものです。以上で、説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（松枝正浩君）

今回この議案の提出なんですけれども、これ、なぜ今このものが提案されたのか、経緯をお示してください。

○企画部企画政策課主幹兼行革推進グループ長（米元利貴君）

今年度に入り、今、指定管理を受けている指定管理者から、会社の組織再編につきまして、相談がありました。基本的には、改めて指定管理者を公募するということになるんですけれども、市民生活への影響が大きいので、業務の全部を継承しようとする法人に指定管理者としての地位を継承させることができるようにするために、条例の改正を提案させていただきました。

○委員（松枝正浩君）

今年になってからということであるんですけれども、以前はそういうことはなかったということですよ。

○企画部企画政策課主幹兼行革推進グループ長（米元利貴君）

今までそういった事例はございませんでした。

○委員（宮内 博君）

ここ説明をされている。安定的な運営が可能と認められる場合という部分があるんですけれども、

何をもって安定的な運営が可能と認められるというふうに判断をするのか、その辺の一つの基準というものが、この条例とセットで当然考えられておかなきゃいけないものだろうと思いますけど、その辺を示してください。

○企画部企画政策課主幹兼行革推進グループ長（米元利貴君）

基本的には本条例を可決いただけましたら、条例施行規則の中で、具体的にうたい込んでいくこととなります。具体的な内容といたしましては、人員体制や財務状況、住民利用やサービスへの影響がなく、かつ、安定的な運営が可能であることなどを確認した上で、継承を認めることとしております。まず、財務状況の確認方法といたしましては、財務諸表を提出していただきまして、税理士に財務状況の診断をしていただき、評価させていただきたいと考えております。また、人員体制等につきまして、事業計画書を提出していただきまして、サービスの低下がないということを確認させていただきたいと考えております。

○委員（仮屋国治君）

同様の質疑ですけれども、財産的基礎、必要な人的構成云々というのが書いてあるわけですが、指定管理者を公募する際の適確性を判断する際の項目から欠けるものがあるのかどうか、その辺のところをお知らせください。

○企画部企画政策課主幹兼行革推進グループ長（米元利貴君）

基本的には指定管理の公募時に提出していただく書類の一部を提出していただくこととして、判断させていただきたいというふうに考えております。

○委員（仮屋国治君）

だから、一部ということは、欠けるものがあるということですよ。その辺をどうとらえているかということ。

○企画政策課長（上小園拓也君）

今回条例改正をしておりますのは、現在指定管理者の行っている業務を包括的に全て継承していくということになりますので、基本的な事業計画等はそのまま移行していく形になりますので、指定管理者を公募するときの申請の段階で、管理業務に関する事業計画書、それから管理に関する収支計画書、それから経営状況を説明する書類というこれらの書類がございますので、これらのものを先ほど申し上げました人的体制、財政的基礎の確認をするに足りる資料を提出してもらうことにいたしまして、そもそも指定管理の公募時点で出した書類を、全てを出す必要はないというふうに考えております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第39号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時20分」

「再 開 午前11時24分」

### △ 自由討議、議案処理

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは議案第35号、霧島市税条例の一部改正について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

先ほど、執行部との質疑の中で仮屋委員のほうからありましたように、私も全く同じ意見を持っております。なかなかこう文言では、読み取ることができない、いろいろ調べてみたんですけども

よく理解がなかなかできなかった、説明を聞いてもなかなか厳しい状況なのかなあと思ったところ  
でありますので、今後資料については、図示できるものについては、見て分かるような分かりやす  
い資料を提出していただくようお願いをしたいと思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案処理に入ります。議案第35号について討論に入ります。討論ありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は、議案第35号、霧島市税条例の一部改正について、反対の立場で討論をさせていただきたい  
と思います。この税条例の一部改正は、平成26年から東日本大震災を踏まえた緊急防災、減災事業  
のための税制度が、本年令和5年度で終了することから、新たに、来年4月1日から森林環境税1,000  
円を導入しようというものであります。先ほど、議論をさせていただきましたけれども、この森林  
環境税の目的はそもそも、地球温暖化対策のための温室効果ガス排出削減目標達成のための事業と  
して、活用されるとのことでもあります。その税負担については、給与所得では単身者で41万5,000  
円以上〔13ページに訂正発言あり〕の市民に1,000円が課税をされることとなります。給料収入で100  
万円にも満たない方にも、課税をされるというものであります。同時に所得の高い、市民の方であ  
りましても、一律1,000円の課税でありまして、この応能負担の原則に、この税そのものが反してい  
るということ、指摘をしなければなりません。そのことは、低所得者ほど負担が重い制度である  
ということでもあります。また同時に、地球温暖化の原因物質の製造者、排出者である大企業には、  
税は課税されないことも、先ほどの答弁の中でも示されたところでもあります。私ども日本共産党は  
平成24年度から実施されております地球温暖化対策税、この充実によって、地球温暖化対策のため  
の財源は確保すべきだということ、国会でも提起をしているところでもあります。森林環境税は市  
民負担ではなくて、国や大企業に求めるべきだということ、申し上げて討論としたいと思います。

○委員長（宮田竜二君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので討論を終わります。採決します。議案第35号について、原案のとおり可決する  
ことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者7名、賛成多数と認めます。したがって、議案第35号は原案どおり可決すべきものと決定  
しました。次に、議案第39号、霧島市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改  
正について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第39号について討論に入ります。討論ありませ  
んか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第39号については、原案のとおり可決すべきものと決定  
することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第39号については、全会一致で原案のとおり可決すべ  
きものと決定しました。次に、議案第43号、財産の取得について自由討議に入ります。御意見はあり  
ませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第43号について討論に入ります。討論ありませ  
んか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第43号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第43号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第44号、財産の取得について自由討議に入ります。御意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第44号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第44号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第44号については、全会一致で原案通り可決すべきものと決定しました。

#### △ 委員長報告に付け加える点

○委員長（宮田竜二君）

次に、付託議案に係る委員長報告に付け加える点について御意見はありませんか。ある場合は、議案番号とその内容を御発言ください。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、報告については、委員長に御一任いただきましょうでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。今回付託を受けた議案4件については、7月6日の本会議で表決となりますので、その日に委員長報告を行います。これで付託された議案の審査を終了いたします。しばらく休憩します。

#### △ 現地調査（移動式送排水ポンプ、内水氾濫監視警報システム）

「休 憩 午前 1 1 時 5 0 分」

「再 開 午後 2 時 4 5 分」

#### △ 所管事務調査 移動式送排水ポンプ、内水氾濫監視警報システムの運用について

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず、その前にまず宮内委員から発言の申出がありましたので、許可します。

○委員（宮内 博君）

午前中の議案議案第35号の市税条例の改定の関係の部分で、森林環境税の課税が41万5,000円以上の全ての市民に課税をされるというふうに私、発言をしたんですけれども、41万5,000円は鹿児島市の水準でありまして霧島市は38万円ということでありましたので、38万円以上の全てに課税をされるというふうに訂正をお願いしたいと思います。

○委員長（宮田竜二君）

はい、分かりました。続きまして移動式送排水ポンプ、内水氾濫監視警報システムの運用について、所管事務調査を行います。執行部の説明を求めます。

○市長公室長（冨永博幸君）

現地調査御苦労さまでございました。それでは、私のほうから、「移動式送排水ポンプ」及び「内水氾濫監視警報システム」の運用について、ご説明いたします。令和4年7月の大雨による内水氾濫等の住家被害や非住家被害等に加え、近年多発する線状降水帯等による豪雨への緊急対策として、可搬性をいかし、大雨による内水氾濫や排水機場の補助、その他予期せぬ水害に対し柔軟な応急対応を行うために、令和4年12月に「移動式送排水ポンプ」を2基購入しました。実際の運用に向けて、本年4月の市防災点検において、操作手順などを確認したところです。また、これまで浸水被害が頻発していた隼人地区に、身近な場所の浸水状況をいち早く地域住民に届け、登録者自らの状況判断による素早い防災対策や避難行動に繋げることを目的に「内水氾濫監視警報システム」を導入しました。浸水センサーを11箇所に設置し、検知した内水の増加状況を無料通信アプリ・LINEにて事前に登録した方に繰り返し通知するもので、地元関係者への説明を経て、6月1日から稼働を開始しました。併せて、4箇所の排水機場の吸い込み口付近に監視カメラを設置し、防災関係者による監視が可能となりました。以上、説明を終わらせていただきますが、その詳細につきましては、引き続き、安心安全課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○市長公室安心安全課長（山口留美子君）

それでは、はじめに「移動式送排水ポンプ」について、説明いたします。現地でも説明いたしましたが、「移動式送排水ポンプ」は、ユニット本体・水中ポンプ・排水ホース・油圧ホースで構成しております。規格については、1基あたり、ユニット本体は、サイズが縦：2.4m×横：1.0m×高さ：1.4m、重量が約1t、エンジンはディーゼル、燃料は軽油70ℓで連続運転は約4時間可能となっております。水中ポンプは、サイズが縦：0.7m×横：0.7m×高さ：0.9m、重量が90kgとなっております。排水ホースは、ホース径が300mm、長さが1本あたり10mで、1基あたり20本、合計で40本購入しております。油圧ホースは、ユニット本体に接続しており、長さは30mとなっております。性能については、排水能力が1分当たり上限が15t、連続運転時間が約72時間となっております。ポンプの保管は、現時点では、隼人市民サービスセンターに保管しております。なお、日当山排水機場横に7月末までに倉庫を設置する契約を締結しており、完成後、1基は移設をする予定としております。ポンプの現場での稼働方法は、この後、映像を映しながら説明いたします。ポンプの設置予定場所は、可搬性を活かし、必要に応じて、あらゆる浸水箇所に柔軟に対応する予定です。なお、これまで、水害が発生した場所として、日当山排水機場付近、西瓜川原排水機場付近、姫城2号排水機場付近、姫城3号排水機場付近、国分中央地区付近、隼人見次のモスバーガー付近、国分姫城地区の西瓜川原付近を想定しております。ポンプの運用体制は、市職員で運用することとしております。本市の災害対策本部の組織の見直しを行い、「緊急支援班」を新設し、ジオパーク推進課、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、工事契約検査課の職員合計24人を6人ずつの4班で構成することとしています。ポンプの出動のタイミングは、ため池などの貯留能力を有する施設の越水や破堤などにより、下流域に浸水被害が発生する恐れがある時、県・市管理河川や農業用排水路において、水門の閉鎖等により水位が上昇し、流域の浸水被害が拡大する恐れがある時、道路冠水による通行途絶等道路交通に著しい影響がある時、その他重大な災害が想定される時となります。なお、天降川の日当山橋が水防団待機水位の4.4mに達した時、出動のタイミングとしております。次に、「内水氾濫監視警報システム」について、説明いたします。まず、「浸水検知通報システム」として、浸水センサーを東郷、日当山、姫城2号、姫城3号、見次、西瓜川原、大津の7箇所の排水機場と、西郷どん村付近、橋之口地区、姫城温泉地区、西瓜川原地区の合計11箇所に設置し、センサーで検知した内水の浸水情報を無料通信アプリ・LINEにて、30

秒ごとに最大3時間継続して通知いたします。地元関係者への周知は、隼人地区自治公民館連絡協議会、姫城地区自治公民館、日当山地区自治公民館、橋之口自治会長、隼人方面隊長、市消防局・隼人分遣所、地元議員等を対象に行っており、6月23日現在で150人がセンサー登録をしていただいております。また、姫城3号、日当山、姫城2号、西瓜川原の4箇所の排水機場の吸い込み口付近に監視カメラを設置し、隼人地域振興課、安心安全課、消防局、隼人分遣所、隼人方面隊長の関係者で浸水状況を確認できるようにしたところです。以上で説明を終わります。

○市長公室安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

それでは移動式送排水ポンプの実際の稼働についてのイメージを御説明いたします。モニターを御覧ください。実際これが、先ほど見ていただいた本体のつり上げ作業です。霧島市の所有するクレーン車を用いて釣り上げて2t車に積み込む作業です。御覧いただいて分かるように、かなり難しいです。実際このつり上げ作業、玉掛作業これに資格を有します、霧島市の中で資格を有する職員というのが今ここで操作してる消防出向職員の永島田が1人です。今ほかに持つのは、再任用の消防からの職員数名。そこには事前に打診をしてあって、もしもの場合には、出動要請するという話はしてございますが、実際かなりリスクと時間を要します。かなり危険な作業になります。2t車を事前に近くに寄せて、ゆっくりおろす作業になります。複数名で横で引っ張って揺れないように、そして慎重に、けががないように、操作いたします。したがって実際に台風のときにこれ運べるかと言われるとこれは困難だなというふうに思います。先ほど申し上げましたように、野鶴亭横に倉庫を造って、この搬送作業、移送作業というのをなくすというのを今、目標にしています。実際ここ、ここまで数十分かかります。積み込んだ場合は、まず、締込帯で、前後2か所を締め込みます。かなりきつく、締め込みます。それでも下にタイヤがついてますので、かなり不安定です。そのため下からジャッキで今度上げます。上から締めて下から上げて、これで固定をするという仕組みです。今、前の体がふらふら動いてますけど、浮いてしまうと今度は上げ過ぎですので、ぎりぎり、タイヤが動かない程度でジャッキを上げるという作業になります。これは実際ポンプの積み込み作業です。このポンプは90kgございます。ですので大人がかりで4人、5人をかけてこの上に積み込みます。ユニックで済むという作戦もございます。ただ、ユニックで積むとどうしても時間と労力が大幅にかかります。ですから、実際もう人で積んだほうが早いです。スピードが要求される業務ですので、1台のトラックの上に、この水中ポンプ自体を積み込んで、その横に先ほど見ていただいたホースを積み込んでポンプが動かないように固定をしていきます。そこまでが積み込み作業になります。今もちろん間を端折ってつくってございますので、実際はここまでかなりの時間とかなりのリスク。もちろんこれは日中してますので、これが雨の中、夜であれば、職員のリスクというのはかなり大きくなるのはもう十分に予想される中での作業でございます。あと次は現場での稼働のイメージです。実際まず赤いユニットは車の上に積んだままで、水中ポンプをおろす作業、もちろんここもかなり、リスクは伴っています。水中ポンプを降ろしましたら、油圧ユニット、油圧ポンプをつなぎます。これもかなり、御覧のとおり力とコツが入ります。これも今、職員のほうで練習を重ねている最中です。刺さると自動的にロックがかかる仕組みです。先ほど見ていただきました金口で水中ポンプにホースをつないでいきます。これ専用工具を使います。これはポンプ、ホースとホースを接続する作業です。先ほど言いましたように、白いこの帯で、ただ閉めていくだけという作業自体はかなりシンプルですが、実際はかなり時間がかかります。1本が10mですので、距離が延びると物すごい、時間を要することになります。ただ、これ以上長くするともう持てません。大体この10m、よくても2本つないで20mが人の力で運ぶのは限度になります。つなぎ終わったら、これを水中に投下します。水中ポンプ、黄色い部分は実はフローになっています。浮きです。下の部分が水に完全に入るように調整します。ここは今、御覧のとおりスロープが緩やかですのでそれほど危なくはないですが、実際は、豪雨のときに、先ほど見ていただいた、排水機場の溜めの中に落とすとかというように、大幅にリスクがあります。完全に水中に進めるために、微調整を繰り返します。これはちょうど浮いた状態で、これで準備完了です。実際動かす場合はボタンが二つ、

エンジンの回転数を上げると下げる2種類しかありません。操作自体、非常に簡単です。今、エンジン始動して、水の吸い込みが始まりました。今我々のつくりがおかしいのは、もう直角に青いホースを曲げてますので水の流れが悪いです。その直角の部分が継ぎ目になった関係上、水が漏れている状態です。これうまく、きちっとできるだけ緩やかにアールを描けば水漏れというのも、ほぼないです。今これはほぼ最大量で出てる状況です。これ、約1分間、15t程度、消防車の15台分というような排水の状況です。以上が一連の稼働のイメージです。

○隼人地域振興課主幹兼地域振興グループ長（野辺貞孝君）

私のほうからは、センサーとカメラのことで説明させてください。去年の7月の八、九、十九、二十日でしたかね、それから10月、度重なる水害が発生して、住民の方から頂いた意見が、やっぱり自分の地域の目の前の水位の情報、水害の情報が欲しいというのが1点。ライブビジョンで市全体に警報が出てますよっていうんじゃないくて、とにかく庭先の情報が欲しいという意見が、総じて多かったです。二つ目に、どの時間帯でも情報が欲しいと。寝ていようが、仕事をしていようが、どの時間帯でもとにかく欲しいと。記憶をたどりますと去年は、午前零時30分から豪雨が降り出して気象台も警報は出してませんでした。それから1時間、2時間物すごい雨が降って、みんな寝ていて、気づかないだろうというような時間帯に雨が物すごくあつたと。家をあけて4時頃見てみたら、車が浮いてはいませんが、浸水してた。だから、どの時間帯でもとにかく情報が欲しいんだというのが2点目です。3点目が、雷とか、あるいは雨のトタンの音でも、通知が届くような仕組みが欲しいんだというのが、地域から寄せられた意見でした。何とか、その三つの問題を、解決する方法はないかということで去年、半年ぐらいかけて課長と2人で一生懸命調べました。やはり同じようなケースというのは、岡山であり広島であり、三重県であり、埼玉であり、どこでもやっぱり起こり得ていたことでした。このセンサーというものにたどり着いて、霧島市でも、確かに防災アプリというのは威力を発揮しますけれども、ライブビジョンですね。それ以外に、もうやっぱりきめ細かな、集中的な自分の庭先の情報っていうのをお伝えできないかというようなことで、このセンサーにたどり着いたところでございます。鹿児島県では初めてだそうです。一生懸命業者とやりとりをしながら、そんなにお金をかけないで、ポンプはすごくお金がかかったと思いますけど、このセンサーについては本当に、霧島市12万の人口に対してじゃなくて、そこに住んでる橋之口の人たち、西瓜河原の人たち、その人たちに対してのセンサーなんで、そんなに予算もかけないで何とかできないだろうかということで、計算をしてもらって160万円ぐらいの予算を頂いて、今回、導入しました。実際使ったのはそれよりももっと安くできて140万円ぐらいで済んだんですけども、今後これが来年、再来年ずっと運転していくというようなことになろうかと思えます。資料5が、手元にあると思います。隼人地域振興課が出した資料それを御覧いただきたいと思いますが、まずボックスを現場で見てもらいましたけれども、ボックスの中にはその写真で出てます、このセンサー亀岡センサーというんですけど亀岡電子がつくったセンサーが入ってます。下の5分の1程度のところに、横に線が入ってますけれども、ここに水が来たときに、反応する仕組みになってます。上のほうはほとんど電池でして、電池で稼働するという仕組みになってます。カメラについてはもう現場で見てもらいました。このカメラを4か所を導入したということです。どこにでもこれつけられるというのがありまして、用水路なんかの壁であつたりとか、あるいはグレーチングの裏であるとか、あと家の壁であるとか、どこどこあっちこっち付けられるもんですから非常に便利なものにたどり着いたということで、見ていただいたところ、排水機場のところには全部メモリのところに7か所。それから4か所の浸水が起こった所については、それぞれ、用水路沿いとか、あるいは家をお借りして、家の擁壁につけたりとか、そういうような形で、設置をさせていただきました。何も電気の配線が必要ないものですから、非常に手軽に、ドライバー1本でつけられたものです。乾電池で動きますので、常に水の監視をしまして、水が、そのLINEのところに来たら、セルラーっていう公衆回線を通じてインターネット上に情報を上げるということです。細かく言えば東京まで電波が飛んで東京からこっちのほうに帰ってくるんですけども、それをLINE



Eでお知らせをするという仕組みです。30秒に1回教えてくれます。ですから、住民から、雷が鳴っているように寝ているように、とにかく繰り返し情報が欲しいということでしたので、やっとこの繰り返し繰り返し通知をするというのにたどり着いたのがこのセンサーでした。ライブビジョンというのは確かに、ぼんと警報のメールが入ったら1回で終わってしまう。メールなんかもそうですよね。電話も1回着信があったら終わりだけど、このセンサーというのは、30秒に1回止める作業をするまで、鳴り続けます。だから1時間寝てれば120回入ります。ですからそれぐらいのささい。寝てたら起きろというような感じのセンサーということになります。そして、それが誤報かもしれない、誤った情報かもしれない。だから、そのセンサーがなったら、私たちが説明してるのは、とにかく庭先に出てくださいと、車の目の前に出てくださいと、自分の目で、水が来てるのか、今車を避難しないといけないのか。床上、床下浸水にならないように、土のうを積まないといけないのか、避難所に行かないといけないのか、それを、自分で判断してくださいという意味で、このセンサーを必要なところに、今説明をして順次回ってるところです。安心安全課長が先ほど220件というような登録者数があるということでしたけれども、今後これが順次伸びてくるものと思います。ですから、東京大阪にいる息子さんや娘さんに、このセンサーを教えようとかそういうつもりは毛頭ありません。とにかく目の前の危険を回避してもらうために設置をしたということでございます。それから、このセンサーというのは、これまで日当山橋の鹿児島県が設置したセンサーとカメラの情報しか、今まで消防団、あるいはまた我々防災関係者、判断する材料というのがなかったんです。内水の氾濫がこれだけ起こるのに今まで設置されなかった。やっとこれで内水がどういう状況で、いつ発生するかっていうのが、日当山橋のセンサーとは別に情報を取ることができると。溝辺とか牧園とか横川、霧島の高千穂とかで雨が降ると、こっちのほうは雨が降ってなくても、日当山橋のセンサーは上がるんです。全部天降川に流れてくるからです。でもこっちは何も逆流とかなければ、影響ないですよ。ですから本当にこの判断基準というのがなかったという、むしろ現場でも説明しましたが、松永用水路、あるいはまた、もう一つは最初の西郷どん村で見た宮内原用水、こういったところの、オーバーフローした水っていうのも流れてきたりしますので、そういったものを、ここで喚起できればということで、川とは別に、こういったセンサーが望まれていたところ設置できたというところです。それからカメラのほうです。カメラについては、画像が、そこにめくってください。手元の資料。画像が写ってますけれどもこれは4か所設置をします。スマートフォンで、365日、24時間ずっと見ることができるようになりました。その水の状況が、溜枘の状況がどうなのかっていうのを判断して、消防団は早く行かないといけない、いやまだこれぐらいならいい、というような判断材料を、先ほど言いましたように、日当山橋の4.4mの消防団待機、それとは別に、このカメラを見ることによって判断することができる。隼人のほうには、消防団の森方面隊長という方が全部指令を出すんですけども、その日等のスマホにも入れて、見れるような状況をつくったところです。最後のほうの資料ではどこにカメラが設置をされて、センサーがどこに設置されてというのが、一覧表として、大体場所の関係を見ながら、天降川沿いにそれぞれ点在しておりますので、これから有効にこれを使っていこうというふうに思って、昨日も、夜でしたけれども、日当山地区の住民に説明をしたり、あるいはそれぞれの所に出向いて説明をしたりして、高齢者の人たちも設定をしてあげて、なったらとにかく隣近所と話をしておねというような感じで話を進めているところでございます。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（松枝正浩君）

現地の案内、ありがとうございました。それでは口述書に基づいて考え方をお聞きしたいと思います。まず課長の口述3ページ。天降川の日当山橋の水防団待機水位が4.4mに達したときが出勤のタイミングですということがあるんですけども、この出勤というのはどのような状態になるの

か。その状況を御説明ください。

○市長公室安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

水防団待機に達した場合は、霧島市の災害対策本部の緊急支援班 24 名を 6 名の 4 班に分けます。そのタイミングで、当番になっている班の方々に、こちらから連絡をして、実際、まず市役所のほうに集まっていただきます。そのまま出動というのもあり得ますし、状況によっては別なところというのがありますが、水防団待機に達した時点で、実際はその前になると思います。その前の時点で、一旦招集かけますので、一旦は本庁に招集かけて、こちらから改めて指示をするというような流れを、今のところは想定しています。

○委員（松枝正浩君）

過去の雨から想定しますと、先ほど野辺主幹が言われましたように、牧園方面で降った雨が二、三時間後には、下流に流れてきて、雨が降っていないにもかかわらず、水位が上がるという現象がありました。4.4mのときに出動をしていくという話なんですけれども、危険氾濫水位が、6.6m、2mしかないわけで、過去の状況で見えますと、2mの水位というの、かなり早いスピードで、上がってくる状況が確認できるんじゃないかなと思うんですけれども、4.4mの時点では、少し遅いような感じを受けるんですけれどもその辺どのような見解をお持ちなのか。

○市長公室安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

4.4mというの、実際、今、当該ポンプを導入してから、運用を考えているところです。ただ、4.4mから6mっていうのは、それなりのやはり時間的な余裕はあるというふうに考えています。もちろん今委員がおっしゃいましたように4.4mでも間に合わないということも当然想定されます。今この4.4mとはただの一つの数字であって、それ以前に、上流部、横川、牧園地域でも局地的な大雨があった場合、その場合、ほぼ安心安全課は出勤してますので、その時点で必要というふうに判断された場合は、当然その前に招集をかけるというの、もちろん職員のほうにも通達しております。

○委員（松枝正浩君）

内水氾濫警報システムについてなんですけれども、先ほど野辺主幹に詳しく御説明をしていただきました。こちらの浸水情報、無料の通信アプリ、LINEのほうを登録してということなんですけれども、霧島防災ナビ、これも当然あるわけです。これを活用してということは考えられなかったのか、このナビの中に入れて、活用していくということは考えられなかったのか。

○隼人地域振興課主幹兼地域振興グループ長（野辺貞孝君）

時間をかけて、開発に取り組めば、防災アプリのほうにも入れられたと思います。去年水害があって、ばたばたと半年ぐらいかけて調べて予算化をしないといけない時期がすぐ来ましたので、また今年の水害にも間に合わないと、宮内議員のほうからも水害に間に合うんだよねっていう指摘も、議会でもあったことがあるんですけれども、やはり、時間をかけてお金かければそれはいいものができるのかもしれないけれども、とにかくLINEの通知というのを、もう既成のものであるということであれば、それを使いたい。今後、ライフビジョンとの連携については、画像を公開したりとか、あるいはその動画を公開したり、あるいはセンサー情報公開したり、それは開発していくことは可能だと思いますので、あくまでも霧島市は、防災アプリのほう主流であって、このLINEは、必要な人に情報を届けるために、今回導入したということでございます。

○委員（松枝正浩君）

確かにあるものを活用していくというのは大変大切な視点であるように思います。そしてまた、スピード感でいきますと、LINEを登録して、周知をしていくということも十分分かるわけです。せっかくあるもの、幾つも登録していくというのは多分大変じゃないのかなと思うところもありますし、やはり一定の地域に知らせるということも大切ですが、やっぱり市民の防災力を高めていくということであれば違う地域であっても、やはりそれをお知らせしていくということが私は必要だと思いますけれども、ぜひその点についてもありましたように、防災ナビのほうとも連携

をしなが、皆さんにお知らせしていくということもぜひ御検討いただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○隼人地域振興課主幹兼地域振興グループ長（野辺貞孝君）

確かにこの浸水情報というのは、皆さんに、お配りしてもいいんですけれども、隼人がもう浸かり始めた、自分の家はどうなるのかというものが、非常にみんなそわそわすると思ひます。例えば国分京セラの周辺も、去年の水害のときには上がったという情報を聞いてますけれども、今回そちらのほうにはセンサーつけておりませんが、そういうことで、あまり情報をたくさん流すことによって、市民の方が逆に混乱することがないように、今回は必要な人に必要な情報ということで設置をした件です。それから今後の情報の利用とか活用の方法については、十分安心安全課とそれは協議しながら、進めていきたいというふうに思ひます。

○委員（松枝正浩君）

全体的に対象の地域の方々には当然逃げていただくというような、早めの措置も必要で、この装置がついたことで今まで逃げられなかったもの、避難できなかった方が避難できるということで、それも大切なことだと思ひます。全市民の方々に周知していくというのはこの氾濫が起り出した中で、また、道路の冠水状況、そういったものを周知して行って、ここに来てはならないよということもあわせてまたお知らせするというのも、やっぱりそこに集中しない渋滞が起きない、そういったことも考えられますので、その辺も含めた視点で考えていただきたいと思ひております。

○委員（前島広紀君）

先ほどの動画を見させていただきまして感じたことなんですけれども、実際の運用の場合において準備に結構時間がかかるのではないかなというふうに見て思ったわけなんですけれども、時間と人数と危険性と、その辺りを考えれば、例えば2 t車に1台は積んでおくとか、ユニット、これだけでも積んでおいてポンプは軽トラックで持っていくとか、そういうふうに最初から、車に積んでおいたほうがいいのではないかなというふうに、感じたところなんですけれども、その辺りの検討はされなかったんでしょうか。金額的にかさむという話であれば8,700万円に比べれば、車を1台、準備するぐらい、そんな高額でもないのではないかなというふうに感じたところなんですけれども、どうでしょうか。

○市長公室安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

今御意見がございましたように事前に2 t車に積んでおく、当然それも検討してます。例えば1台車を購入して、ただそれを保管する場所まで必要になります。1台が4,500万円程度の巨額のもので、それを野ざらしというわけにはいきません。ですから積んだまま、車庫というまで一緒に考えていかないといけない。そこも当然、検討しているところでございます。ただ、これはこちら側の話になりますが、実際このポンプというのは昔からあって、今回思いついて購入というよりも、もうつい最近、出来たものです。今日も再度業者に確認しましたが、これを全国でもう災害時にばんばん運用してるところあるかというとなんと。購入してるけど実際もう災害まで運用してるところはない。九州管内でも、導入を検討してるところが今増えてきて、九州内で今6自治体が導入している。それも、今年度。ということはどういうことかという霧島市が最先端です。ほかのところのまねをしてこうしていこうというのが今、実際できない状態です。今御覧いただきましたユニットで釣り上げてトラックに積む。それが今基本の形ですが、それと加えて今申し上げました、1台はもう野鶴亭の近くに倉庫。今検討しているのが、倉庫の中にチェーンブロックでつり上げて、そこに2 tを入れるということであれば免許不要です。とか、大きな台をつかって、そこの上に乗せて、2 tをつけて、横にスライドするというのであれば、つり上げというのが必要なくなるのかなど。いろいろ方法というのを検討して、逆にほかの自治体からどうすればいいのって聞かれています。今、近隣自治体、都城なり鹿屋市なり、そこがかなり、今必要性を感じて、我々にも問合せ、業者にもかなり問合せをしていらっしゃるそうです。鹿児島県内でもあと、複数の自治体が、今、霧島市が導入したものと同じものの導入というのを検討していると。霧島市が今最先端を

担っているところですので、今委員がおっしゃいましたようにいろんな方法で安全かつ速やかに運ぶというような、検討に検討を重ねている最中で、今後、今のユニックでつり上げるという方法はもう恐らく廃止をしていくというふうに考えています。現在はただ、今見ていただいた方法でしかない状況です。

○委員（前島広紀君）

心配するのは水位がどんどん上がっていく。どの段階で招集してそういう準備を始めるかということもあるんでしょうけれども、それで間に合うのか。それと先ほど説明の中でもありましたけど雨の中でのわけですよ。だからそういうことも考えれば、やはり、車に最初から積んでおいたほうがいいのかないかなというふうに思うわけなんですけれども、それともう一つは3ページの1番上のあたりに、災害対策本部の組織の見直しを行い、緊急支援班を新設してあるんですが、そして、工事契約監査課、ジオパーク推進課など、これは5ページのところに、組織図というところがありまして、その辺りで、緊急支援班っていうところ、24人を6人ずつ4班で構成するというときに、1班は準備に行くわけですよ。そういうことで間に合うのか。またこの、緊急支援班の構成員は、例えばこういうことに詳しいであろうと思われる建設部関係とか、そういう人たちをまずこのあたりに取り込むべきではなかったのかなというふうにも思うんですけれども、その件はどうでしょうか。

○市長公室安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

まずトラックに積み込む。そういった移送、搬送の方法というのは、先ほど申し上げました、もう少し研究してまいります。よりよいものをつくってタイムラグがないように、今これで間に合うのかという御質問ですけども、それについては、すいません、今現在これ、絶対間に合いますと申し上げることはできません。っていうのは、まだ実際運用に至ってないから、基本的にある程度、想定されたもので準備をして、極力早く動けるようには、もちろん体制等の整えてまいります。災害対策本部の緊急支援班、これはもう素人事務員だけでいいのかという御指摘ですが、実際、土木技師とか、建築技師、それなりの技師はいますが、それぞれの対策班で、実際災害時は、今現在でも人手が足りない状態です。今、ここに、緊急支援班として集めた者は、おおむね各部にぶら下がっていない。これまで対策部として一体として動いてない方々を招集するというような形になってます。その中で今回の4月からの組織の改編に伴いましてジオパーク推進課が、市長公室内に入ってます。市長公室内の部局として、ジオパークをリーダーとして、そこを主務的な課として今回設定しているところです。今その6人体制で足りるのかというのも、もう正直、数は多ければ多いほど、リスクが下がるというのは、私も認識していますが、ただ災害時、避難所配備職員、現場配備の職員も含めて、職員数をどれだけ下げるかというのは、今現在、安心安全課としては、これでいっぱいいっぱいです。もちろん足りない場合はまだ、何らかの形で補充していきたいというふうには考えています。

○委員（宮内 博君）

前島委員のほうからの提案に関連するわけですけど、搬送方法については検討すると。ユニックでつり上げるというのは今後、少なくなるだろうということですが、現状でお話を聞いたところ、敷根清掃センターのところから、走ってきて、釣り上げると。しかもそのつり上げる資格を持っている玉掛免許を持つてる人は1人しかいないというようなことで、極めていろんな条件がふくそうしてて、本当に、緊急時に対応できるのかっていう点では、説明でもおっしゃってるように、本当に心配だと。同時にその作業そのものも、いろんな危険性を伴うというようなことがもう既に実施する前の段階で想定されてるわけですので、それを最大少なくするために、どんな手だてをとるのかということなんだろうと思うんですよ。先ほどの主幹のほうの答弁の中で、チェーンブロックを活用したりとか、あと台を付けたりと、いうようなことも考えているということですが、私もそういう方法があるのになあというふうに思ってたんですよ。それで何よりも安全性というところから考えると、チェーンブロックにしても、やっぱり一定の技術を持ってないとなかなか大変だろう

と。であればどうするかということですが、いわゆる低床型の2 tトラックっていうのは一定の高さがもう定められているわけですよ。それと同じ床の高さの台を、1 tの重量がありますので、当然それに耐えることができるような、台を設置して、そこに常に置いておくと。当然車輪もついてますので、それでスライドさせるというような方法とか、そういう安全性を最優先した形で、対応を急がなきゃいけない問題じゃないのかなというふうに思うんですよ。もう梅雨も間もなく終わるんですけども、これから先、今度は台風シーズンですよ。8月に、ああいう豪雨災害を経験してるわけですから、いつ、線状降水帯が上空に張り出すかもしれないという状況ですので、先ほどのお話をお聞きしていたら本当に災害があったときに、相当数の時間をかけて、待たなければ、実際に稼働できないような状況なのかなっていうのを感じましたので、具体的に提案を持って行くわけですので、その作業を、急がなきゃいけないと思うんですけど。どんなふうに考えておりますか。クレーンで吊る作業というのはもうなくなるだろうということをおっしゃってるんですけど、もうその辺を説明してもらえませんか。

○市長公室安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

実際この移動式送排水ポンプの導入を検討したのが、今年の7月大雨以降、こういうものがあるというのを探して、我々事務員として、何とかしないとダメと。安心安全課が行うものですので、例えば、野鶴亭横の抜本的な解決を目指すのではなく、汎用性を持って、何とか、霧島市で何かが起きたときにどうにかできないだろうかということで、購入いたしました。実際、我々素人で買って分るものというのが、今、クレーンの問題であったりとか、もっと簡単なものかなという素人考えで、実際購入したのは否めません。今、先ほど見ていただきました野鶴亭横に倉庫を造るといっても実際、失礼ながら当初予算には上がっておりません。もう、今年の9月の補正で御理解いただきまして、購入にこぎ着けて以降、走りながら考えるという実際状況にあります。その中でも、今年度の予算をかき集めて、倉庫を造って、少しでもリスクを減らしていこう。それも、今、御覧いただきましたやっとなら工事に入っている状況、何らかの手でリスクを減らし、タイムラグをなくしていこうというのは、常日頃から我々も考えています。委員のほうから今御提案ありましたように床の低い2 t車に合わせて台を造るといってももちろん今、考えておりますが、まずは先に倉庫のほうを先に走って、先立つものも今、予算を持っておりませんので、新年度予算にどれをどういうふうに上げていけるか、今検討している最中でございます。チェーンブロックについてもどこを使っていくか、倉庫の柱がチェーンブロック1 tに耐えられるかということも、技術者とまた協議をしていかないとダメなところですので、まだ課題というのはいくつかあります。そこについてはまだ、庁内でいろんなところの知恵を集めながら、対応策を考えていきたいと思っています。

○委員（宮内 博君）

今回、購入したのが2台分ということで常時浸水の被害が起こっている場所っていうのは周辺で4か所は必ずあるんですよ。加えて東郷排水機場のところも、その次に、浸水が起こる可能性の高いところということになるわけです。少なくともその野鶴亭方式を採用するという事になれば、4か所同じようなこと設備を造らないといけないということになるでしょうし、排水ポンプそのものも、あと2台、少なくとも配備をするというようなことがなければならぬというふうに思うんですけども、その間は移動式で対応しなきゃいけないということは当然、出てくるわけですが、走りながら対応するという事ですけど、川内川の国交省がやっている方式っていうのはトラックにいつも積み込んであるというようなことで待機させてるということでありましたので、それとはまた違う方式を導入しようというふうにしていくわけですから、先例がないということで、その1番先頭を走らなければいけない状況に置かれてるのは分かるんですけど、そういう点でもう少し、早く対応ができないのかなっていうのを感じるんですけども、ずっと以前からも、10年以上前から排水ポンプの導入というのは、提案し続けてきておりましたので、先ほどのような今走りながらっていうのは、本当にその間、十分検討がなされなかったのかなというふうに思ったり

もするわけですが、実際にクレーン車が数根から持ってこなきゃいけないという、まずそれだけでも、何とか手が打てないものなんですか。例えば隼人庁舎には、上下水道部があるわけですが、そういうところの活用とか。そんな、いわゆる縦型で解消するというのではなくて横串を通して、連携して進めていくというようなことなども、検討しているんでしょうかね。

○市長公室安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

まず、排水機場、それぞれにポンプを設置すべきではないかという御意見ですけれども、実際、もちろんそれは、効率的だというふうに私も考えます。ただ、先ほど申しあげました安心安全課での購入というのは、応急対策っていうのが基本メインでありまして、排水機場それぞれの地域の排水対策というのは今、雨水管理総合計画の中で長期的なビジョンを持って、あと、降雨量、そこに流入する水の量等を勘案して、雨水管理総合計画でハード整備というのは行っていくというふうに考えてますので、あくまでも我々が対応すべきなのは、は、農業用ため池が急に地震で壊れて浸水が起こった。市は何もできないかという、何らかの手を打たないといけない。あと、下井の排水機場等がもし故障した。そのときは下井の地域に持って行って海水も吸わないといけない。水道管が破裂して水をたまっているのを何とかしないといけない、そういった様々な、緊急対策として安心安全課が、管理して今後運用していくというふうに考えていますので、各それぞれの排水機場というのは、雨水管理総合計画で長期的なものをつくっていくべきというふうに、市としては考えている状態だと思います。10年後20年後の完成予定であればその間を埋めるのも雨水管理総合計画での計画というのは持つべきではないかと市としても考えているところでございます。ということは、各排水機場の整備というのは、安心安全課としては所管外というふうに、今、思っているところで。ユニック車、クレーン車については、雨が予想される場合こちらに持ってくる、この庁舎のどこかに事前に持ってくるというのはもちろん想定しているところでございます。ただ、予想外の大雨が降った場合にはやはりタイムラグは、現時点では出てしまいますので、やはり何らかの方策を考えていかないといけないというのは十分に承知してるところでございます。

○委員（有村隆志君）

この送排水ポンプが1 tあると。それに四つの歯車がついてるんですけど、これはやめたほうがいいと思いますよ。何でもかといったら、車に積むでしょ。それ傾斜地だったらそんなブレーキなんかはないっすよ。人間で止められると思いますか。絶対できない。だから、傾斜地なんかには持っていけない状況があるから、これやっぱり車1台買って、それを置いたほうがもう安全ですよ、本当に。こられる方は何も知らなくて操作だけを教えられて、これがちょっと傾いて動き出したと、もう止められるわけではないので、これはその点だけ申し上げときます。すごく心配です。

○市長公室安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

御意見ありがとうございます。今現在、先ほど動画で見いただきましたように、外側を、固定台で締めて、ジャッキで上げることで、もうそのタイヤで心がないようにという工夫はしているところです。ただ、やはり危ないという御指摘は我々も十分に認識しています。車の運転中急ブレーキで、やはりそれはかなりリスクは大きいというふうに認識します御意見ありがとうございます。とめてましたよね、上下前後バンドで、あれで固定してるんじゃないですか。

○委員（藤田直仁君）

本当に導入したばかりで試行錯誤の中なんだろうなというのは思ってるんですけど、私素人なりにいろいろ、聞きたいなという部分があって、質問させていただくんですけども、まずビデオなんかを見て、先ほどから前島委員、宮内委員が言われるように、1番理想的なのは、クレーン車と2 t車、常にその器具の近くにあるということが1番ベターな状況ですよ。それがなかなかできないから今、日当山の排水機横に、まず倉庫を造ろうかという一つの提案ということですよ。ただ、先ほど言いましたように、今現状は、今の2機の直径60cmのあれで補えないからということの状況ということですよ。むしろ、あそこは、今後逆に言うともう一つとかもう二つ。ハードの部分で入れたりするときに、あそこに倉庫をつくってしまうと一つは邪魔になるんじゃないかなと

というのは一つ危惧したところが1点あるんです。だから、近くに倉庫を造る、災害地の近くに倉庫を造ることは大賛成なんですけれども、あその場所ちゅうのは本当に適してるのかなと、今後、ハードづくりをするときの足かせにならないかなというのを一つ危惧したところがありまして、やっぱりさっき言ったようにチェンブロックか何かで、常に荷台をつけたらもうおろせるっていうような状態をつくれば、クレーン車はまず要らなくなるってことですよね。逆に言うと。そういう人へと工夫はやっぱりしていきながら、拠点を造るってのは大変いいことだなあというのは感じました。設置場所についてはそれが一つ。それからあと、体制についてなんですけれども、6人で、1班、2班で1基の操作に当たるということですけど、これは、例えば12名で1機を扱うわけですよね。これは、連続使用したときに交代要員を含めて、12名であたるというふうに考えてらっしゃるんですか。

○市長公室安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

まず野鶴亭横の件ですけども、あその排水機場の整備というのは、先ほど来申し上げてます、雨水管理総合計画で、ハードの計画をしています。実際、あそこにポンプの増設という計画は、明確に書いた絵がないです。つまり、しばらく雨水管理総合計画の中ではそこに排水機場をどうこうするという話がない以上、あのあたりは今の状況が続くのかなというふうに我々考えて、倉庫を設置します。倉庫といっても実際は、プレハブ、市販の倉庫を、先ほど見ていただいたように下が土ですので、土をコンクリートで固めて、その上に、市販の倉庫を設置するというような、形になりますので、もし場合によっては、倉庫というのは、移設というのも全然できるというふうに考えてます。配置なんですけども、今、6人体制の2班でローテーション。今までの浸水の状況を見て、1か所24時間以上浸水するというのは基本的に霧島市ではほぼ見たことがない状態です。ですから、通常、天降川の内水対策であっても1班である程度、めどがつくのかなというふうに思ってます。そこを、2班体制で、もし長期化した場合は、そこで2班をローテーションしていくというふうに考えていますので、その辺りの調整というのを、今回、市長公室に新たに加わったジオパークのほうリーダーとして人事的などところと調整をしていくというような計画になっています。

○委員（藤田直仁君）

あとそれは、24時間体制でやる予定でいらっしゃるんですか。要するに雨はいつ降るか分からないんで、1基12名でやるっていうことになると、相当負荷が、職員の方にかかるんじゃないかなと。それも心配してるんです。しかも夜間であれば、真っ暗な中で作業もしなきゃいけない本当に危険性に富んでいるんですけども、本当に職員だけでやろうっていうあれができるんだろうかというのを心配してるんですが、そこも今の段階ではどのような部分に対策を考えていらっしゃるのでしょうか。

○市長公室安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

今御指摘いただきましたように職員への負担というのはかなり大きいです。夜間の出動というのも、基本雨はなぜか夜間降りますので、夜間出動というのも大いに想定されるところでございます。そこは現在市の職員には、実際覚悟していただいています。というのは、やはり今、例えば、耕地課等に至りましては、警報が出る前にもう出動してます。実際、大雨が予報された場合は、土日だろうが、夜だろうと放水作業を行って、建設部も、班分けをして、警報が出た場合はすぐ出動すると。それまでは安心安全課は警報が出た場合必ず出動ということだったんですけども、今現在、今年度から全庁体制でそういう災害時は出動するという体制をとっています。ですから、今ここに、ポンプの稼働を担っている職員についても同じように、警報が出た時には自分なりに、気をつけていただいて、それが、基本的には警報のほうの方が先ですので、消防団待機が出たときには出動しないといけないという自覚は持っていただくように、そこは、職員の負担が発生するのは重々承知の上で、システムをつくっています。

○委員（仮屋国治君）

新しい取組で、試行錯誤の中大変でしょうけれども、お話を聞いてますと、やはり、ポンプの準

備をする場所、方法、タイミング、この辺が1番の課題なんだろうなというふうに聞かせていただいております。いろいろ考えておられるんでしょうけども、1日も早く構築できるようにお願いをしておきます。燃料ですけれども、4時間で70L消費するんだということですけども、計算しますと結構な量が必要なと思うんですが、備蓄の方法とか、供給の方法はどのように考えてらっしゃいますか。

○安心安全課主査（永島田猛君）

燃料につきましては軽油となっております。今軽油缶を四つ購入しております。いざというときは私のほうでガソリンスタンドに行き購入を考えており、また、配達等もお願いしようかなというふうに考え検討しているところであります。

○委員（仮屋国治君）

自分で買いに行くようなことをしないように準備をされたほうがいいんだろうと思います。それと、無料通信アプリLINEでのセンサーですか、さきほど勝手に登録しました。私も。今は160人ということになってるみたいですけども、対象的には何戸というか、何名ほどを目指してらっしゃるんですか。

○隼人地域振興課主幹兼地域振興グループ長（野辺貞孝君）

具体的に何戸とか、何人とかっていう数字は出てないんですが、浸水の箇所っていうのは、一つの自治会の中でもその通りだけで、あとは高台にあたりとかあるもんですから、去年3回にわたって、浸水が起こったようなところは、特に重点的に登録をお願いしてまいりますし、もう、1mも2mも家を上げて、高台にあるんだということについてはもう必要ないのかなっていうふうな考え方をして、余りそこら辺の周知というのはやってませんので、具体的な数字までは設けてませんが、本当に必要な人に必要な情報が行くような形で、PRを今してるところです。

○委員（仮屋国治君）

姫城地区の回覧版に、周知のチラシを入れるとか、そういうことは、トライされるんですか。

○隼人地域振興課主幹兼地域振興グループ長（野辺貞孝君）

今回日当山地区と姫城地区が、水害の対象地域でした。取扱いが違いますんで、説明いたしますが、日当山の場合は、よく浸水する橋之口の自治会については、小刻みに班を分けて、皆さんに回したという話は聞いております。それから日当山の川の西のほうも、回覧で回ったというふうには聞いてます。姫城のほうは、万膳館長が音頭をとって、自治会長を集めて、そこで、全体の周知をした上で、登録までその場でさせたというようなことを聞いてますが、そのほかの自治会員、自治会に加入してない方、そういったところまでは、これから周知が図られて、今、220ぐらいですけども、それがどんどん増えてくるものと思いますので、私どもはまた引き続き、地元に行って出向いて説明会をしたりとか、そういう姿勢でおりますので、要請があればいつでも行って、登録手続きしていこうと考えております。

○副委員長（今吉直樹君）

市民の生活を守るための必死なお考えでの対応だと思っております。私は1番危惧してるのが、市の職員のやはり二次被害といいますか、生命に危険を及ぼすような、作業が想定されるのかなと。例えば、現場でポンプから河川に向けてホースを延長するときの連結のときとかは、特に風雨に揺られて、しかもホースがすごく重たいので、作業は相当困難があるだろうなと。またそういった作業を、経験のない市の職員がすることは、冷静に考えると、非常に怖いなあというのが率直な感想です。小さいホースだけでも重いのに、大ききのホースは、すごい重さだと思います。思ったんですけど消防局との連携というのは、どのような協議がなされてるのか。やはり熟達した職員が消防局にはたくさんいらっしゃいますし、消防局はそのときは別な業務があつて、そこに待機していたりすることが想定されてるんですけど、一緒に何かできることがないのか、あとはポンプも消防局の本庁であつたり詰所、分遣所で保管することで、重機が手早く使えるとか、そういったことを検討していないのか伺います。



○市長公室安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

運用に関しましては、消防局というのも当然、導入の時点では検討案には入っていました。ただ、消防署の職員というのも、24 時間体制、ローテーションで、必要最低限の職員でしか、配置が行われていません。余剰の人員というのは、基本的にはいないという中で、新たに、例えば、水害が起きたときに、そこに消防署の職員 6 名なりを集中的に配置するのが、消防の在り方として正しいのかという議論というのは、今までもなされています。今安全面でももちろん、危惧されるというのは我々も、十分思っているところです。例えばホースをつなぐというのはもう熟達をするしかありません。今後も訓練も検討しているところです。今安全管理としては、今、消防からの出向者が安心安全課にいます。本来、発災時に安心安全課の職員というのは、事務所から出てはならないです。いろんな情報を集約して、それを結集して、霧島市内での統括を行う部門ですので。ただし、今の状況でございましたら、安心安全課の今ここにいる消防出向者、安全管理ができます。ですので、今 6 人とは別に、この永島田が現地を回って、今後も消防出向者が継続的に来るという前提になりますけども、その者が安全管理を行うと、安全帯のつけ方とか、そういったのは、各班のリーダーを通じて指導を行って行って、熟達を進めていきたいというふうに思っています。あと今、どこにも事例がない案件になります。霧島市が今、先を走っているということは、ほかの自治体の例がない以上、業者への委託というのも当然、当然最初に考えていましたが、業者委託をどの業務をどれだけの分量でしていくか設計が立てられない状態です。ですので今年度も予算を頂いています。これは例えば、有資格者の職員が来れなかった場合、そこは業者への例えば、ユニック作業なり、搬送作業なりは委託しないといけないかもしれないということで、御予算を頂いているところですが、今後は職員で運用しながら、業者に委託できる部分については民間委託というのを当然念頭に置きながら、設計ができる状態をまずどういう状況でどれくらい、手間がかかって作業があってというのを今把握をまずしておいた上で、委託をすべきかなど。市長にも協議をいたしました。実際この何にも我々も、ノウハウがない状態で、市民の生命財産を預かっていただくのは、24 時間体制で、業者に投げるのは、それは責任逃れじゃないかと。まずは市職員である程度そういうのを十分に理解した上で、業者委託をすべきではないかという意見も、市長から頂きましたので、今現在は安全管理をどう徹底して、それがどうマニュアル化できるかというのをしていきたいというふうに考えてます。

○副委員長（今吉直樹君）

難しい御判断があると思います。消防局の熟達した方が 1 人でもいれば、指示ができたり、緊急時の対応が、できるような気がいたします。そこはまた検討いただきたいというところと、あとこれも可能であれば自衛隊の支援をいただくとか、せつかくというか国分に自衛隊の基地もありますので、そこは可能性としてどうなのかなというところを思っております。氾濫警報システムのこと、一つ、LINE が 30 秒ごとになるということはメリット、デメリットあるのかなと思ってまして、30 秒ごとにならさないといけない理由っていうのが、どのあたりにあるのかなど。受けるほうの電池残量とか、なり過ぎて危機感が下がるとか、デメリットの部分もあるのかなとたりするんです。それが 1 分とか 3 分とか、そういった数字じゃなかったのは何か理由があるんでしょうか。

○隼人地域振興課主幹兼地域振興グループ長（野辺貞孝君）

このシステム設計上 30 秒に 1 回っていうのが、この会社が作ったデフォルトです。3 分に 1 回、5 分に 1 回っていうのは確かに設定上はできることなんですけども、もう 3 分 5 分する間に 10 cm 20 cm 上がって車が動かさなかったとか、あるいは、本当に去年の水害のときに雨音で気づけなかった。あるいは、防災無線が雷でということがあったんで、とにかくまずお知らせして、寝てたらおこす、あるいは、遠くにあったら、なっているっていうのを気づかせるということが、今回の最初の目的でした。このことは、1 回なってるねと思って赤いフラッグがたちますので、1 回それを押すと、も、システム上、向こう 3 時間を鳴らさないという手続ができますので、電池消耗につながるとか、デメリットの部分というのはそういうところで解消されるのかなというふうに思います。とにかく、

出て、自分の庭先を見てくださいという意味の通知ですので、1軒1軒電話ができませんので、センサーを使ったということでございます。

○委員（松枝正浩君）

今、いろいろお聞きをしたところですが、普通の勤務をしない時間、夜中とか、そういった中で、時間外勤務命令も当然出てくると思うんですけども、非常に危ない作業をしていくわけですが、危険手当とか、そういったものの考え方というのは、今どのように持ってらっしゃるのか教えてください。

○市長公室安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

確かに、危険手当に相当する程度の業務というのを担っていただくことにはなりますが、残念ながら今現時点でまだ検討いたしておりません。

○委員（松枝正浩君）

分かりました。それと、先ほど室長の口述の中に、4月に市の防災点検を行いましたということですが、4月28日、天降川のしらぎ橋の周辺でされておられると思います。当然その中に、市の職員の方々、従事して作業していると思うんですけども、作業する中でどのような声があったのか。そしてまた、今後その声をどのように生かしていくのか、安心安全課の中では、どのように議論をされて、現在に至っているのか、少しお示しいただけますか

○市長公室安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

今回の防災点検に従事した職員からは、やはり難しいという声も正直いただいています。それはもう我々も重々承知をしているところでございます。それにつきましては、もう訓練をしていく、熟達していくしか、今現時点では方法がないのかなと。先ほど来申し上げます今後こういった形で、作業自体のリスクをなくしていくのか。若しくは将来的に業者委託を考えていくのか、それも部分的に一部分でも業者委託をしていくのか。そういったところを含めて今現時点で我々が想定しているシステムが完璧かと言われると、もう当然それは至らないものというふうには認識していますが、今後、よりよきものにしていきたいというふうには検討してまいります。

○委員（松枝正浩君）

またより多くの作業する中でいろんなことが見えてくると思いますので、現場の職員も声お聞きしながら、よりよく、そして安全、命に関わることなので、その視点で、検討を行っていただきたいと思います。当然、この安心安全課、令和5年4月から、新しい部署が出来て、市長公室の中になっています。当然、今試行錯誤でということ非常に大変な状況であるということも理解をするわけです。一方でだけの浸水、冠水、起こったときには対応していかなければならないということでもあります。先ほどありましたように、総合治水が完了しなければ、今ある被害も減少していかないということになりますので、用水であれば耕地課、それ以外であればまたそれぞれの部署と連携をしっかりと図っていくと。当然市長直轄で、命令をされていくと思いますが、それが今まで違うということで議会にも説明していただいていますので、そういう中で、連携をとりながら、いかに軽減をしていくのか。送排水ポンプを買われたことで、なくすことはできないと思うんですけども、いかに減少していくか。市民の皆さんが見てる中で、水位が下がったとか、そういう効果が出てくるんじゃないかなと思います。その辺のところできっとまた連携をほかの部署ともとっていただきなうながら、運用をしていただきなうと思うところと、先ほどクレーンのところもありましたように、今、消防の方が1人出向でこられてますけれども、再任用の方もおられるということなんですけれども、1人に負担が行かないように、ここは配慮していただきなうながら、運用のほうをしていただきなうということをお願いしたいと思います。あとまた、最後になりますけれども、議会のほうにも今回所管事務ということをお願いをしたところでもありますけれども、相当な大きな金額で、議決後に買われているのですけれども、議会のほうにも、非常に関心のあるところでもありますので、情報提供いただきなうながら、市の防災意識、安心安全という視点で共にやっていきたいというふうな思っていますので、極力、できるものであれば、情報提供を行っていただきなうながら、市政運営を

進めさせていただきたいというふうに思っています。

○委員（宮内 博君）

先ほど来、職員の訓練を重ねて、熟達を待つということが非常に重要だと。そういうふうにおっしゃっていらっしゃるわけですが、この、いわゆる移動式のポンプの議論をしたときに、中重市長からの答弁では、もう最初から委託をしてやっていくというようなことを何回か、私自身も議論してきたわけです。それで、実際配備をすることが決まって、そのあと職員で対応していくんだというのを聞いて、随分、状況が変わったんだなという印象を受けているんですけども、同時に担う職員の方たちの現に配置されている部署等を見ると、相当訓練をしないと熟達できないのではないのかなというふうに私自身はとらえたわけですが、要するにお尋ねしたいのは4月28日でしたか、訓練がありましたけれども、それ以降を何回ぐらいこの24人の職員を対象にして訓練がなされたのか、そして今後、どういう形で計画がなされているのか。そこを御紹介くださいませんか。

○市長公室安心安全課主幹兼防災グループ長（有村 浩君）

防災点検以降、実際、1回、1日、練習日を設けたんですけども、その日が天候不良で流れまして、実は明日、一部、訓練する予定でいます。実際そのポンプを運んで、ユニット本体をユニックで積んでというのは、その熟達というのはもう、そういうユニック操作をする者だけのものになりますので、1番時間がかかるものは、ホースのつなぎ。あと、溜池の中に、ポンプをおろす、引き上げる、そこがリスクが高いところで、そこだけ切り取った訓練というのを、明日、考えています。それ以外の細かい操作のほうは安心安全課のほうで随時見っていますが、今後、実際、ため池におろすとなると、門を閉めないと流れがありますので、持っていかれて、なかなか訓練というのがしづらい状況にあります。ユニットを動かしてするとするとその業務を担っている、例えば清掃センターなりの業務を止めて、ユニックの車を借りてこないといけなくなる。あと、2t車も、それぞれ持っている所管のところの業務を止めて、お借りするということになりますので、なかなか調整というのが今難しくて、その中で、ホースをつなぐとか、そういった部分の訓練を繰り返して、全体的な熟度を上げていきたいというふうに考えています。もう実際出水期になってからの訓練というのは、天候も大雨の中での訓練ではリスクを伴いますので、ある程度、天候のいいときでないとできない。あと、複数課に及ぶ訓練になりますのでその調整というのもなかなか苦慮しているところで、できる方々から少しずつやっていこうかというふうには考えているところです。

○委員（宮内 博君）

この前訓練があつて、実際明日、久しぶりに訓練をするということなのかなと思いますけれど、本当に熟達するまでの訓練というのはそれで、大丈夫なのかなという非常に危険性を伴う作業が重なるわけですので、そういう意味では何回か繰り返し、訓練をしていくということが必要かなというふうに思いますけれども、この実践のときに本当に、水がどんどん上がってくるのに、配備ができなかったとか、そんなことになると、やはり、本当にそれだけの効果があるのかということ市民の方から、当然、声が寄せられてくるということにつながるわけでありますので、もう少し頻度を上げて、訓練をするというようなことでしていただかないと、なかなか、実際に稼働したときに大変手間取るのではないかなというふうに思うんですけど、その辺、室長、どういうふうに今後、計画をしていこうかというふうに考えてますかね。

○市長公室長（富永博幸君）

これまでも答弁してきたんですけども、今回職員だけでやるって話にしていますので、熟練のほうについてはもう度々計画して訓練していかなくちゃいけないというのはこれも確実、そのとおりだと思います。複数課による体制なので、なかなかそれが難しいというのは、先ほど主幹のほうが出たとおりなんですけども、全体的に1度にやるというのは難しいと思います。なので、班ごとに分けるとか、そういった体制で、今後も続けていかなくちゃいけないんだろうなというふうに考えております。それとさっき出ました委託のお話ですけども、委託の話は最初から私どもも考えていたところです。ただ、委託するにしても何を委託していいのかが今のところ、手探り状態だということ

でございますので、これも訓練を重ねながら、委託できる場所は何がないとか、そういったところの検討も含めて、やっていかなければならないというふうに考えております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

○委員長（宮田竜二君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に、移動式送排水ポンプ、内水氾濫監視警報システムの運用について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

排水ポンプの関係ですけれども、本当に、今おっしゃってたように、走りながら考えてやっている状況というか、前例がない、ほかに経験を積んでいるところがないものを導入しているという、であるなら実際にはいつ起こるか分からない災害に備えて対策をとっておかなきゃいけないということですが、今日やりとりをした範囲内では、本当にこの災害が直後にあったときに、十分稼働ができるのかなということは大変心配ですよね。同時に十分に熟達していない中では、当然事故等にもつながりかねないというような懸念を持ったというのが率直なところですよ。それで同時に、どういものが来るかっていうのは同時並行的に対策も、どう運用していくかということも含めた対策も、議論をしながら、手を打っていくということはなされなければいけないんですけれども、どうもそのところは不十分じゃないのかなという気がするんですよ。ですから当初民間委託でやっていくというようなことで議論されておりましたから、ではどういう方法でということ、本会議でも、市長にも直接お聞きをしたこともあるんですけども、なかなか明快なこういう答えもその当時もなかったです。結果的に職員で担うということになって、さらに、心配になってきたんですが、もう少し時間をとって、訓練の機会の頻度を上げて、やはりもう熟達をしてもらう以外にないんじゃないのかなというふうに思いますので、今日の委員会調査、本当にやってよかったと思うんですよ。これを受けて、そのことをやっぱり委員会としても発信をするというのが、非常に大事になってるんじゃないのかなと、こういうふうに思いました。率直に言って。

○委員（藤田直仁君）

私も宮内委員と同じような考えを持った1人なんですけれども、やったことがないからこそ、皆さん、何を頼めばいいかって分からないというような言葉も出たと思うんですが、安心安全課が1番不安、危険なことをやってるなというような気がするんです。ただこれ本当に事故とかなかったときには、大変なことなるんじゃないかなと。今は本当に意気込みだけでやるって、もう涙が出るぐらいありがたいんですけど、これは職員の危険性を考えたときに、特に水の力って中途半端なものじゃないんで、消防を経験してる今吉委員なんかは、ホースの使い方なんかも1番危険性を知ってらっしゃると思うんですよ。あんな細いホースでも振り回されたりしますから、本当に30cmの直径のあそこから出る水を本当にうまく操作できるのかなと。今吉委員も言ったように、後々はいいんですが、最初のうちは、例えば、さっき言った消防局とか、自衛隊の協力をもう少しもらったほうがいいんじゃないかなと。その作業をしていく中で、職員だけで運用できるような過程というのは、どうしてもやっぱり最初、必要ではないかなというふうに、意気込みだけでできる問題じゃないのかなと私は感じました。

○委員（松枝正浩君）

今様々に議論をし、そしてまたお聞きをしていたわけですが、非常に確かに、安心安全課が市長公室になって手探り状態でされているというのも、私自身も今お聞きする中で大変な業務になっているということは理解をしたわけです。しかしながら、それだけではなくてやはり市民の生命財産を守るといった視点に立ったときには、やはりスピード感を持ってやっていくということはこれも大前提であるように思っています。なかなか行政にいると前例がないというところで、なか

なかこう動くことが難しいということも経験したことはありますけれども、この分に限っては、例えば委託の話についても、建設業者を含めて検討していくこともできますし、また、先ほど来、専門業者の話も当然にあるわけです。そしてまた、恐らく、国交省も情報を持っていると思いますので、その辺のところは、安心安全課自分の部署だけじゃなくて、やはり建設部とか、様々な部署に相談をしながら、横断的なところでしっかりと情報収集をして決めていくということも、そしてまた決められなければ、自分たちで、霧島モデルをつくっていくというぐらいの気迫でやっぱりやっていただかないと、本当に先ほどありましたように、いざ災害が起こったときに、本当に職員の安心安全の部分ですけれども本当に災害から守っていけるのかっていうところに不安を感じたこと頃でありますので、その辺をやはり、職員だけということではなくて、ぜひ委託も含めて検討をしていただきたいなと思うところでもあります。そしてまた、当分、この分については、職員でしていくということでもありますので通常の勤務とは違うという、中身でいくと、先ほど答弁にもあったように、危険手当っていうものも今のところは考えていないということでしたので、この点についてはしっかりほかの業務とは違うということを考えるのであれば、やはり、この危険手当も支給していくべきではないかなというふうに思いましたので、そこはよろしくお願いをしたいと思います。

○委員（仮屋国治君）

ほぼ皆さんと同意見ですけれども、ポンプの準備の場所、方法、タイミング、運用体制まで、見切り発車で進め過ぎているなというのが、とても不安に感じました。1か所で安心安全課の担当者が抱え込んでしまって、このままでいくと、なかなか大変だろうなという感じがいたします。6班で運用はしていくということでしたけれども、熟達したら、人事異動ということもあるわけですから、何かその辺も浅いなという感じがいたします。常時訓練もできて、活動もできるようなところに任せていくのも、最良の方法ではないのかなと感じたりしたところです。

○委員（松枝正浩君）

先ほど、議論の中で、野鶴亭近くに倉庫を建てるというのは、私も初めて知ったところで、結局当初予算ではなく、流用で議会にかけない形で、議決を求めない形でされているんじゃないかなと思います。それに合わせて、このポンプの件に関しても、私も、行政側に議会にも共有してくださいということで、この監査の竣工検査があったときに申し上げたところだったんですけれども、この所管事務調査をするまで、なかなかされていないという状況もありますので、日頃から質問なり、たくさん議員がやっておりますので、やはり、その辺は、議会のほうにも重きを置いて、しっかりと情報共有すべきところはしていただきながら、反対をするわけじゃないので、先ほど申しましたように、一緒に、市民のためにしているのだから、そこをやっぱり分かっていたいただきながら、進めていただきたいと。議会にも情報共有をぜひ図っていただくことを、求めていただきたいというふうに思います。

○副委員長（今吉直樹君）

排水ポンプについては皆さんと全く同意見で、一つ思ったのは松枝委員と似たような話なんですけど、総務部から安心安全課が出て行って、二つ視点ができたなと思うのが、市長直轄になって、総務部という人事をつかさどる部署から離れたことで、より動きやすい体制になったといういい点と、逆にそれが、職員の勤務とか、安心安全な面、労働組合との件とか、そういったのをやらずに進められているという部分が非常に危惧されたなと思っています。あと一方、警報システムについては、非常に、今後の基礎データとして、有意義なものになるんじゃないかなと思っています。これが単なる監視システムとしてだけではなくて、データとして蓄積することで、このぐらいの雨だと、こういったところが氾濫するとか、もっと計測地点を増やすことで、中山間地域のこの部分が増えることで、下がこれだけ増えるというのが、どんどんデータとして取れていくことで、よりこのシステムが価値があるものになってくると思うので、そこは、また今後、予算も必要なので、提案していけたらなと。うまく活用していけたらなというふうに感じました。

○委員（有村隆志君）

観測体制なんですけど、私も以前、水戸川が氾濫するぎりぎりまで行って、氾濫もしましたが、カメラが要るんじゃないかということで提案しましたが、今までできてなかった、今おっしゃったみたいに、やはり市内全体をしっかりと監視できるようなものを。そしたら、より細かくできるのかなというふうに思いますんで、そこも含めて。それから、先ほどから皆さんがおっしゃったようにポンプの本当に私も心配です。まず、先ほどビデオ見てもらいました。あれは普通の川ですよね。だけど、実際は流れてるようなところにほうり込むわけでしょう。そして、一応閉めるからと一応おっしゃるけど、実際に扱ったこともない、じゃどういうふうに降ろしてしていくのかって言ったら、クレーンか何かでつくらないと、90kgのものをどうなのかなという気がします。だからやっぱり、やる前に、消防なり、そういう専門の知識のある方と一緒にやって、ノウハウをやっぱり蓄積すべきだったと思いますんで、安心安全課だけで、できるような話じゃないんだと思う。そこはしっかり、横断的にやっぱり、最初はしっかりとしたもの、そしてノウハウを、それから手順をつくり上げていくことが大事なのかなという、すごく心配です。そこが私の危惧してるんです。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。ここでお諮りします。今回の所管事務調査について調査を終了し、7月6日の本会議で委員長報告を行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。

#### △ 委員長報告に付け加える点

次に、委員長報告に付け加える点について御意見はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

今回、総務環境常任委員会が、所管事務調査をすることができました。あと、文教厚生、産業建設も議員がいるわけなので、当然同じ思いだと思います。所管じゃないので入ってきてませんけれども、議会にぜひ、同じような、同じ二つの委員会でも構いませんけれども、情報共有をぜひ執行部側からしていただきたいというふうに思います。

○委員（宮内 博君）

明日訓練をするということで。みんな初めて知ったわけですよ。ですから、そんなことが多過ぎるわけですよ。それで、どこでやるのか何時からやるのか、その辺の情報共有は頂いて、時間的に取れる人は見ることができるような、そういうことは必要ではないのかなと。今日、議論をして、不安が一層濃くなりましたので、本当にこのテキパキとできるような、そういう訓練になってるのかどうかっていうのを見る必要があるんじゃないのかなと思いますので、ぜひ委員長のほうから、その情報を得ていただいて、情報を共有できたらなと思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではただいまの御意見を委員長報告に折り込むこととし、委員長報告については委員長に御一任いただきいただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

ありがとうございます。

#### △ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（宮田竜二君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。先日の打合せでは、霧島市環境基本条例、環境基本計画を調査案件とする御意見がありました。そのほか、具体的な調査項目等の御意見はありませんか。しばらくここで休憩します。

「休 憩 午後 4時25分」

「再 開 午後 4時28分」

休憩前に引き続き会議を開きます。具体的な調査項目等の御意見はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

環境基本計画そのものの所管事務調査を進めてはどうでしょうか。

○委員長（宮田竜二君）

それでは閉会中の所管事務調査については、霧島市環境基本計画について及び総務環境常任委員会の所管事項についてということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。

#### △ その他

○委員長（宮田竜二君）

次に、委員会全般に係るその他として何かございませんか。

○委員（松枝正浩君）

今後、9月議会をもって2年たつので委員会が改選ということになりますけれども、5月に視察をしました長浜市の例になるんですけれども、行財政運営の関係で基金の関係、基金の運用面も含めて、基金と、歳入の面になりますけれども、支出の面で、霧島市の公共施設管理計画、今後の支出が有村委員も質問を出されてましたけど、今後、どういう大きな事業が想定されていて、基金がまたどれぐらい計画を持って進めていく計画が第4次の健全化計画も見ながら、市の行財政面についての所管事務の調査ができたらと、今後で構いませんので、もしよろしければお願いをしたいと思います。

○委員（有村隆志君）

議場でもありましたように約1か月かかって、市長に答申するというので、後がいいのかなあと。大体、案がまとまってきたのかなと。途中でやっても、どうかなあと思うんです。どうでしょうか。議場で大体、どういうものが決まってるのっていう話をしたときに、それを今からつくったものを、市長がそういった今後のものを提示しますと、そういう話だった。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、以上で本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 4時50分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 宮田 竜二